

○財務省告示第七十二号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成三十一年二月二十日に発行した利付国債の発
行条件等を次のとおり告示する。

平成三十一年三月十二日
財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（二十年）（第六
十七回）
二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三
十四号）第四条第一項及び財政
の法律及びその
運営に必要な財源の確保を図る
ための公債の発行の特例に關す
る法律（平成二十四年法律第百
一号）第三条第一項並びに特別
會計に關する法律（平成十九年
法律第二十三号）第四十六条第
一項及び第四十七条第一項
社債、株式等の振替に關する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。
価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）の価格競
争入札と同時に行われる入札で
あって、財務大臣が各国債市場
特別参加者ごとに応募限度額を
定めるものによる発行（以下「国
債市場特別参加者・第I非価格

三 振替法の適
用等

四 発行方法

争入札発行」という。）の価格競
争入札と同時に行われる入札で
あって、財務大臣が各国債市場
特別参加者ごとに応募限度額を
定めるものによる発行（以下「国
債市場特別参加者・第I非価格

五

募 方

イ
入 価 法 入
札 格 決
発 競 定
行 争 の

ロ
入 価 ・ 別 債 行 争 非 者 特 国
札 格 第 参 市 及 入 価 ・ 別 債
発 競 II 加 場 び 札 格 第 参 市
行 争 額 行 争 非 者 特 国 発 競 I 加 場

各申込みのうち応募額を価格の高低
も申込みのそのうち応募額を順次割り
当てる。市場特別参加者ごとの応募
各国債市場特別参加者ごとの応募
限度額を範囲内にしておいて各申
込みに応募額を割り当てる。

競争入札発行」という。
格競争入札の決定及び
後に行われる入札であつた
務大臣が各国内債市場特別参加
にごとに応募限度額を定めるも
に よる発行（以下、国債市場特
別参加者・行第II非価格競争入
札発行）と

六

イ
発

入 価
札 格
発 競
行 争

入 価 ・ 別 債 行 争 非 者 特 国
札 格 第 参 市 及 入 価 ・ 別 債
発 競 II 加 場 び 札 格 第 参 市
行 争 額 行 争 非 者 特 国 発 競 I 加 場

額面金額で七千九百九十六億円
うち、財政法第四十一条の規
定に基づき発行した利付国債に
ついで、四百九十
二億七千七百十
万圓を、財政運
営に
必要となる財源の確保に
関する法
律第三十一条第一項の規定に基づき

ハ					七		ハ					ロ																		
国債市場	争入札発	非価格競	者・第 I	特参加	国債市場	入札発行	価格競争	償還金額	争入札発	非価格競	者・第 II	特参加	国債市場	争入札発	非価格競	者・第 I	特参加	国債市場	発行した付国債について、											
																			千	百	十	億	千	百	十	億	千	百	十	億
千二百五億四千六百三十六万円					二千二百七十万	八千十三億二千四百十五万			で千八百八十八億円		た千八百八十八億円	条第一項の規定に基づき発行し	特別会計に関する法律第四十七	で千九百九十一億円		た千九百九十一億円	条第一項の規定に基づき発行し	特別会計に関する法律第四十七	十	で	利付国債の付	第九十	ついで	定する法律第四十六項の規	す	千二百六十四万	額	千九百	額	発行した付国債について、

<p>十三</p>	<p>十一 ロ</p>	<p>九 八</p>	<p>の経利入価・別債行争非者特国入価発 払過札格第参市及入価・別債札格競行行 込利率行争非者特国発競行争格日 る。定り払募年 。算込入〇 期出金決・五 にし額定のパ に金加通ー 払いを、をセ 込第次的のけト む十算のた者 の号ににには と規によ、</p>	<p>振額最 替 低 行 争 非 者 特 単 額 入 価 ・ 別 位 面 札 格 第 参 金 登 競 II 加 五 万 円 振替法の規定による振替口座簿 の記載又は記録は、最低額面金 の整数倍の金額によるものとす。 平成三十一年二月二十日</p>
-----------	-----------------	------------	--	--

額面金額の総額 × $\frac{0.5}{100}$ × $\frac{6.2}{365}$

十四 十五 十六 十七 十八 十九 二十

初期利子 第二期以後の利子 償還期限 償還金額 元利支 払場所 入札参加 者 払込期日

平成三十一年六月二十日を支払し、算出し、期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十六号において規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{償還金額} \times 0.5}{100} \times \frac{1}{2}$$

毎年六月二十日及び十二月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。

平成三十一年十二月二十日 日本銀行 額面金額百円につき百円

財務大臣から通知を受けた者

平成三十一年二月二十日